

令和5年1月、人材育成の新たな支援がスタート！

とやま **リス****キ****リ****ン****グ** 補助金

企業が生産性向上や成長分野へのチャレンジ等を目的として行う従業員のリスキリングの取組みに対して、経費を補助します。

本補助金のポイント

- 生産性向上を目的とした教育訓練に幅広く対応
- 受講させやすい短期間の教育訓練が対象（夜間・休日もOK）
- 手厚い補助内容、シンプルな事後申請
- リスキリングに活用できる教育訓練は県内にも充実



制度概要

補助対象者

県内に主たる事業所を置く事業主

補助対象事業

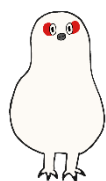
教育訓練機関（公共職業能力開発施設、企業、大学、民間の学校等）が提供する教育訓練（教育訓練機関等から講師を招いて社内で実施する教育訓練も含む）を活用して行う従業員のリスキリング

要件：20時間未満の教育訓練（人材開発支援助成金の対象となる教育訓練を除く） 裏面参照

補助内容

対象経費	補助率・補助額	補助限度額
経費補助 (受講料、教材費、材料費、旅費、その他知事が必要と認める経費)	75%	1社あたり 1年度 100万円
賃金補助	1人1時間あたり 960円	

(注) 上記対象経費を対象とする国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して申請することはできません。



補助要件等の詳細は、富山県ホームページで必ずご確認ください。

とやまリスキリング補助金

検索

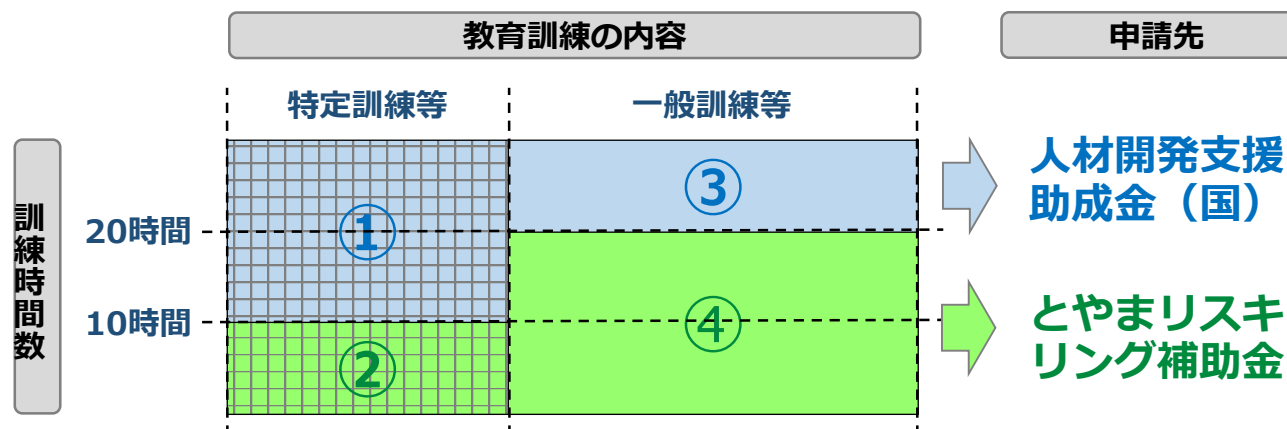


【申請・問い合わせ先】

富山県 商工労働部 労働政策課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL: 076-444-3259 E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

(令和5年1月)

教育訓練の内容と時間数によって申請先が変わります



特定訓練等：人材開発支援助成金において、訓練時間数10時間以上のものが助成対象となる、規定の要件に該当する特定の訓練（特定訓練コース）。このほか、10時間以上のものが助成対象となる「特別育成訓練コース」（一般職業訓練のうち育児休業中訓練）、「建設労働者認定訓練コース」、「人への投資促進コース」（高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練）、「事業展開等リスキング支援コース」の要件に該当する内容の教育訓練。

一般訓練等：人材開発支援助成金において、訓練時間数20時間以上のものが助成対象となる、職務に関連した知識・技能を習得させるための教育訓練（一般訓練コース）。このほか、20時間以上のものが助成対象となる「特別育成訓練コース」（一般職業訓練のうち育児休業中訓練を除く）の要件に該当する教育訓練。

※ 具体的な要件等は、人材開発支援助成金のパンフレット等により確認してください。
 なお、人材開発支援助成金については訓練実施前に所定の手続きが必要となります。

リスキングに活用できる教育訓練

教育訓練実施機関	教育訓練	教育訓練の内容	実訓練時間数	区分	申請先	
					人材開発支援助成金（国）	リスキング補助金（県）
富山職業能力開発促進センター （ポリテクセンター富山）	能力開発セミナー ※ 1	特定訓練等	10h以上	①	○	×
	生産性向上支援訓練	特定訓練等	10h以上	①	○	×
			10h未満	②	×	○
北陸職業能力開発大学校	能力開発セミナー ※ 1	特定訓練等	10h以上	①	○	×
県技術専門学院	能力開発セミナー ※ 1	一般訓練等	20h以上	③	○	×
			20h未満	④	×	○
認定職業訓練校 ※ 1	短期訓練 ※ 1	特定訓練等	10h以上	①	○	×
民間教育訓練機関 事業主団体 等	各種講座・研修等	特定訓練等 ※ 3	10h以上	①	○	×
			10h未満	②	×	○
		一般訓練等	20h以上	③	○	×
			20h未満	④	×	○

※ 1 能力開発セミナー・短期訓練には訓練時間数が10時間未満のものは存在しない。

※ 2 実訓練時間数10時間以上20時間未満の教育訓練に関する注意点

- ・申請者は、実施した教育訓練の内容が、国の人材開発支援助成金における訓練時間数10時間以上が対象となる教育訓練（「特定訓練コース」等）の対象とならないことを確認したうえで、県に申請を行うものとする。
- ・実施した教育訓練の内容が人材開発支援助成金の「一般訓練コース」の基本要件に該当するものであっても、受講者の年齢が35歳未満かつ勤続年数5年以内の要件に該当する場合は「特定訓練コース」（若年人材育成訓練）に区分される。そのため、当該要件の該当者・非該当者が同じ教育訓練を受講した場合には、「特定訓練コース」と「一般訓練コース」のそれぞれに区分される。

※ 3 民間教育訓練機関の実施する講座等についても、特定訓練等の対象となる教育訓練がある（例えば、ITSSレベル2となる訓練（実践的情報通信技術資格の取得のための訓練）は「特定訓練コース」に該当する）ので、人材開発支援助成金のパンフレット等により確認すること。

※ 4 人材開発支援助成金の「建設労働者技能実習コース」に該当する教育訓練は、訓練時間数にかかわらず、本補助金の対象とならない。